

第14回さいたま市自治基本条例検討委員会

次 第

平成23年2月21日（月）午後6時45分～
大宮区役所南館301会議室

1 開 会

2 議題

(1) 中間報告（たたき台）について

3 その他

4 閉会

【配付資料】

次第

資料1

中間報告（たたき台）

※（5）市政運営・まちづくり（前半の未検討部分・後半）

（6）地域コミュニティ・区

（7）条例の運用等

資料2

中間報告（たたき台）に対する委員からの修正意見

参考資料1

中間報告（たたき台）に対する主な所管課（室）からの修正意見等

参考資料2

市民から寄せられた意見

さいたま市自治基本条例検討委員会

中間報告（たたき台）

- ※（５） 市政運営・まちづくり（後半の未検討部分）
- （６） 地域コミュニティ・区
- （７） 条例の運用等

構成（案）

- ・ 表紙
 - ・ 目次
 - ・ はじめに（中間報告書の作成に当たって）
 - 1. 中間報告の基本的な考え方
 - （１）なぜ自治基本条例が必要とされるのでしょうか
 - （２）めざすまちの姿と自治基本条例
 - （３）さいたま市自治基本条例の目指す方向性（性格・特徴）
 - （４）条例案骨子（中間報告）の構成図（イメージ）
 - 2. 条例案骨子、考え方・解説など
 - 3. 資料編
 - ・ 自治基本条例検討委員会設置要綱
 - ・ 自治基本条例検討委員会名簿
 - ・ 検討委員会の検討経過
 - ・ 条例の基本コンセプト
 - ・ 広報チラシ
- など

⑨ 監査

【条例案骨子】

●（監査の実施及び運用）

- ・ 監査委員は、適正で、合理的かつ効率的な行政運営を確保するため、市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理等について監査を行う。
- ・ **市長**は、適正で、合理的かつ効果的な行政運営を確保するため、外部監査人による監査を実施しなければならない。
- ・ 監査委員及び外部監査人は、**市民**に問題点、改善点等が分かりやすいように監査結果に関する報告をまとめることに努め、監査委員はこれを公表しなければならない。
- ・ 議会及び**市長等**は、監査結果に基づき、市政運営の向上に努めなければならない。

【考え方・解説】

- ・ 監査については、地方自治法等で具体的に規定されていますが、この条例であらためて監査の制度を明記し、その重要性と適正な遂行を確認するものです。
- ・ 監査委員は、地方自治体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理や、**市長等**の事務を監査するために設置される機関であり、行政サービスが適法であるか、能率よくなされているか、更に、不正がないかなど、幅広い観点から独立した立場で監査や検査を行い、**市民**に問題点、改善点等が分かりやすいようにその結果を公表することが必要です。また、**市長等**は、監査結果を踏まえて検討し、必要な措置を講じるよう努めなければなりません。
- ・ 監査委員が行う監査等は、地方自治法等の規定により、定期的に行うものとして「定期監査」、「工事監査」、「例月現金出納検査」、「決算審査」があり、必要があると認めるときに行うものとして「行政監査」、「財政援助団体等監査」があります。また、**市民**からの請求に基づいて行われる「住民監査請求監査」などがあります。
- ・ また、外部監査制度についても、適正で、合理的かつ効率的な行財政運営を確保するため、監査委員による監査とは別に、地方自治法で定める「外部監査制度」を活用し、外部監査を実施することを確認的に規定するものです。

⑩ 行政評価

【条例案骨子】

● (行政評価の実施)

市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を行うとともに、市政の透明性を確保し、市民への説明責任を果たすため、行政評価を実施する。

● (行政評価への市民意見の反映)

市長等は、行政評価の実施に当たっては、市民から意見を聴く、または市民による評価を実施するなど、市民参加の方法を取り入れるよう努めるものとする。

● (評価結果の公表及び事業等への反映)

市長等は、行政評価の内容及び結果について、市民に対して分かりやすく公表を行うとともに、行政評価の結果を事業等に反映させるよう努めるものとする。

【考え方・解説】

- ・ 長引く経済不況の中で、税収の増加は期待できず、一方で、少子高齢化の進行などもあって行政需要は増大し続けており、当分の間、厳しい財政運営が求められることが見込まれます。市民の生活も厳しさを増す中で、貴重な税金は適切に使用してほしいと考えます。
- ・ そこで、効果的、効率的な市政運営を実現するためには、市の事業等の妥当性や費用対効果等を検証し、評価する仕組みを設けることが不可欠です。
- ・ 現在、市では「1円たりとも税金を無駄にしない」ための取組を進めていますが、今後はより一層の取組が求められます。
- ・ 税金がどれだけ有効に使われたかについては、市民の関心も高く、市長等は、積極的に評価結果を公表する必要がありますが、税金が有効に活用されていることを市民が理解できるよう、市長等は、市民に分かりやすく評価結果を公表することに努めなければなりません。
- ・ また、評価自体への市民参加については、「行財政改革推進プラン2010」に基づき、多様な手法が検討されている状況にあります。
- ・ 多様な市民の参加のためには、個々の市民は専門家ではないので、市長等の自己評価の後、市民がチェックできるような手法も検討されるべきと考えます。
- ・ 効果が低い、または非効率的な市政運営の見直しは必須であり、評価の結果については、見直しによる影響も考慮すると直ちに反映は難しいものもあると考えますが、市長等は市政に反映させるよう努めなくてはなりません。
- ・ また、市長等のみの努力ではその目的を達成しえない事業等もあり、評価の結果を議会も市民も尊重し、皆で考えることが大切です。
- ・ 職員は評価の重要性を理解するとともに、他の部署の評価結果も参考にするなど、常に事業等を見直し、費用対効果を考えた市政運営に努めるものとし、評価の結果を事業等に反映させ、その効果を検証・実践することが、職員の意識改革につながると考えます。

【市民や団体等からの主な意見】

- ・ (市民) 市政を市民の目線で定期的に評価するようなシステム、市政に対する市民評議会のようなものをつくって、定期的に客観的に市政をあらゆる角度から評価し、その結果を直接また間接的に市政に反映していくようなシステムをつくったらいいと思う。

- ・（市民）事業仕分けをお願いしたい。
- ・（団体）事業の必要性や費用対効果、財源を検証してほしい。ただし、市民サービス、公平さ、誠実、柔軟な対応ということについては、事業者の経営観とは少し違うものも必要である。

⑪ 組織

【条例案骨子】

●（組織等の整備）

市長等は、市民の視点に立ち、次のことに留意して、組織及び人員体制の整備に努めるものとする。

- （１）地域や市の課題に的確に対応できること。
- （２）市民にとって分かりやすく、市民が行政サービスを利用しやすいこと。
- （３）行政サービスを効果的かつ効率的に提供できること。

●（市政に参加しやすい組織風土の醸成）

議会及び市長等は、市民が市政に参加しやすい組織風土の醸成に努めるものとする。

【考え方・解説】

（組織等の整備）

- ・ 市役所（区役所等を含む。）の組織には、市民と直接接することが多い部署、企画や総務といった部署など、様々な部署がありますが、まず、共通して地域や市の課題に的確に対応できる組織、人員体制が求められます。
- ・ その上で、市民にとって分かりやすく、市民が行政サービスを利用しやすいことや、行政サービスを効果的かつ効率的に提供できる組織、人員体制であることが求められます。
- ・ 「市民が利用しやすい」こととは、市民が様々な行政サービスの担当課等に苦勞せずアクセスし、不安なく行政サービスを受けられることを意味します。例えば、総合窓口（ワンストップサービス）等の設置や、市長等が対応できない場合でもどのようにすれば問題を解決できるかを相談に来た市民とともに考えてくれるような職員の配置など、様々な創意工夫が期待されます。

（市政に参加しやすい組織風土の醸成）

- ・ 市民自治を推進していくために、市民が市政に参加しやすい組織風土（市民を積極的に受け入れていこうとする組織全体の姿勢）を醸成することが必要です。

【検討課題】

- ・ 職員の人材育成については、組織として取り組む必要があると考えるが、ここ（組織）で規定すべきか、他のテーマで規定すべきか、または規定しないか等について、検討する必要があると考えます。

⑫ 市の発展のための法務

【条例案骨子】

●（市の発展のための法務）

- ・ 議会及び市長等は、市民福祉の向上と市の健全な発展のため、自らの責任において、法令の適正な解釈及び柔軟な運用を行うものとする。
- ・ 議会及び市長等は、地域や市の課題解決のために条例や規則等の制定を検討するとともに、既存の条例や規則等についても適宜見直しを行い、必要に応じて、制定、改正または廃止するものとする。

【考え方・解説】

- ・ 地方分権時代において、地方自治体の自由度、裁量権が拡大している中、今後、このことをより一層活用していくことが必要です。
- ・ この機会を活かし、市民福祉の向上と市の健全な発展の可能性を模索するために、地域や市の実情に即した法律、政令、条例、規則など法令の適正な解釈や柔軟な運用を検討するとともに、法令を市民福祉の向上と市の健全な発展のための手段として捉え、積極的に活用していくことが大切と考えます。
- ・ また、地域や市の課題解決のために条例や規則等の制定を積極的に検討するとともに、既存の条例や規則等についても適宜見直しを行い、必要に応じて、制定、改正または廃止することが求められます。
- ・ その際、現在の日本国憲法を頂点とする法体系においては、市の条例は、国の法令の範囲内において存在するものであることが前提となります。
- ・ また、市民自治を推進し、市民の意思を尊重した市民のための市政を運営するため、議会や市長等は、地域や市の課題解決の方策について市民の意見等を聴いて検討し、法令の適切な解釈、運用を行うとともに、適宜、条例や規則等の制定、改正、廃止を行うことが求められます。
- ・ さらに、市民の暮らし等に大きく影響を及ぼすような条例の制定、改正、廃止に当たっては、市民参加の方法を活用することが必要です。

⑬ 危機管理

【条例案骨子】

● (危機管理)

- ・ 議会及び**市長等**は、危機（**市民**の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす災害や事件・事故（おそれがある場合を含む。）をいう。以下同じ。）に対する**市民**の生命、身体及び財産の保護、市民生活の安心と安全を守ることを目的として、次に掲げることに努めなければならない。
 - (1) 「自助」、「共助」、「公助」の考え方及び危機管理対策について**市民**へ周知及び啓発を行うこと。
 - (2) **市民**とともに危機管理に関して積極的に協議し、または相互に協力し、適切な対応を準備すること。
 - (3) 危機発生の予測・予知、被害の未然防止・回避・軽減を図ること。
 - (4) 危機の収拾、再発防止を図ること。
- ・ **市長等**は、危機発生時には、その情報を速やかに発信し、**市民**及び地域とともに迅速かつ効果的な対応を図らなければならない。

【考え方・解説】

- ・ 「危機」とは、**市民**の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす災害や事件・事故（おそれがある場合を含む。）のことで、「災害」、「武力攻撃事態等及び緊急対処事態」及び「緊急事態等（テロ、感染症、環境汚染など）」を意味します。
- ・ 危機の発生時に**市民**の安心・安全を確保することは、市における最重要課題です。
- ・ **市民**、議会、**市長等**は、危機の予防及び危機への備えを十分に行い、危機発生時には被害の軽減及び収拾、再発防止に努める必要があります。
- ・ 危機への対応に関しては、**市長等**の努力だけでは限界があり、関係機関や**市民**との連携が必須であり、「さいたま市危機管理指針」においても、「市は、国、他の地方公共団体、その他の関係機関等と相互に連携・協力し、危機に関する対策を総合的に推進する責務を有する。」とされています。
- ・ 特に、危機への対応に関しては「自助・共助・公助」の考え方が大切です。
 - (1) まず、**市民**は「自分の身は自分で守る」といった「自助」の精神に立って、防災など危機に対する正しい知識と危機意識を持ち、危機に備えることが必要です。
 - (2) 次に、地域による危機対応力の向上を図るために、「自分たちのまちは自分たちで守る」という、相互扶助や連帯の発想、つまり「共助」の精神の醸成が必要です。地域の日常的なコミュニケーションが災害等の対策の基本であり、また、地域における事前の準備として、近隣住民の状況の把握や防災訓練、防災ボランティアコーディネーターの育成などが求められます。
 - (3) そして、議会や**市長等**は、**市民**による「自助」、地域による「共助」の活動を推進するための支援と危機管理体制の強化（公助）に努めなければなりません。危機管理に関しては、危機発生時の対応計画の策定と組織横断的な体制の整備（見直しを含む。）及びその情報の公開、危機発生時の想定に基づく地域情報など必要な情報の公表、**市民**との情報共有などが必要です。
- ・ また、危機発生時には、迅速かつ的確な対応を図るため、**市長**をトップとする指揮命令系統のもと、**市民**や地域に協力を求めながら、連携していくことが重要と考えます。

⑭ 国や他の地方自治体等との関係

【条例案骨子】

● (国、埼玉県と市の関係)

議会及び**市長等**は、市民福祉の向上と市の健全な発展のため、国及び埼玉県と対等で協力的な関係を築き、相互に連携して市の**まちづくり**を推進するとともに、市の**まちづくり**に関する国及び埼玉県の政策等に対し、必要に応じて意見等を行うよう努めるものとする。

● (他の地方自治体と市の関係)

議会及び**市長等**は、市が関わる他の地方自治体と積極的に連携を進め、競い合い、助け合い、共に発展していくことに努めるものとする。

● (諸外国と市の関係)

議会及び**市長等**は、国際交流及び国際協力を推進し、相互理解を深めるとともに、これらを通じて得られた知見を、市の**まちづくり**に反映するよう努めるものとする。

【考え方・解説】

(国、埼玉県と市の関係) (他の地方自治体と市の関係)

- ・ 地方分権が進む中、市では、自己決定・自己責任の原則のもと、**市民のためのまちづくり**を行わなければなりません。
- ・ しかし、環境問題や災害対策など、市だけでは解決できない課題も多く、国、埼玉県、近隣自治体や友好都市、また他の政令指定都市など他の地方自治体と連携した取組が求められています。
- ・ その際は、国がやるべきことや、地方自治体にしかできないこと等があり、協力関係を築き、対等な立場で、各々の役割分担を明確にすること、また、市の**まちづくり**に關係する国や埼玉県の政策や施策等に対し、市民福祉の向上と市の健全な発展のため、意見、要望、提案していくことが重要です。
- ・ 特に、他の地方自治体との関係においては、人材、権限、財政力など政令指定都市としての潜在能力を積極的に活用して、先駆的な取組を推進し、リーダーシップを発揮することが、市に關係する他の地方自治体を含めた全体的な発展を促し、ひいては市民福祉の向上と市の健全な発展につながるものと考えます。(この中でも、県内唯一の政令指定都市として、特に近隣自治体に与える影響は大きいことが想定され、中心的役割を担っていくことが重要と考えます。)

(諸外国と市の関係)

- ・ 国際関係については、社会の様々な面でグローバル化が進展する中、姉妹・友好都市をはじめとする国際交流を図るとともに、さらに都市が抱える諸問題の解決に向けて相互に協力していくことが必要です。そして、その中で得られた知見を、市の**まちづくり**に反映していくことが、市民福祉の向上と市の健全な発展につながるものと考えます。
- ・ また、特に市は国際会議観光都市として国から認定を受けていますので、この役割を果たすため、積極的に国際会議等の誘致を図るなど、国際交流を推進していくことが必要です。

(6) 地域コミュニティ・区

① 身近なコミュニティ

【条例案骨子】

● (地域コミュニティ)

- ・ 市民は、暮らしやすい地域社会を形成するために、地域コミュニティを基盤とする自治会等の活動を通じて、地域の身近な課題の解決に協力して取り組むよう努めるものとする。
- ・ 自治会等、事業者、市民活動団体など地域において活動する主体は、地域の身近な課題の解決に向けて、相互に連携するよう努めるものとする。
- ・ 市長等は、地域において活動する主体の自主性及び自律性に配慮しながら、その活動に対して、必要な支援を行うものとする。

【考え方・解説】

- ・ 地域で解決できることは地域で解決するという「補完性の原理」を基本的な考え方とします。
- ・ 地域コミュニティを基盤とする自治会、自主防犯組織、PTA等の組織は市民自治を進める上で最も重要な主体です。
- ・ 市民は自治会等の活動を通じて、地域における課題解決に協力して取り組むよう努めることが必要です。
- ・ また、地域課題に取り組んでいくためには、自治会等が単独で取り組むだけではなく、その地域に関係する事業者や市民活動団体など他の主体の協力が必要と考えます。
- ・ 市長等には、地域において活動する主体が地域の身近な課題解決のために行う活動に対して、情報や活動の場の提供、人材や資金の提供、地域内外にわたる活動の調整等、活動の円滑化等に必要な支援を行うことが求められます。
- ・ また、市長等がこれらの支援を行う際には、各主体の自主性及び自律性に配慮することが必要です。

【検討課題】

- ・ 「地域コミュニティ」をどのように定義するか。(上記は、「身近な生活の場となる地域を構成する住民の集合体」という意味で使用しているが、自治会、企業、団体などを含めることも考えられる。)

【市民や団体等からの主な意見】

- ・ (市民) 自治会は地域コミュニティの最も重要な主体だが、地域社会をめぐる状況変化に伴い、課題が生じているところもあり、従来からの役割を果たすことが難しくなりつつある。
- ・ (市民) 企業の地域協力が望まれる。若い人の参加が望まれる。
- ・ (市民) 幅広い地域活動の拠点として、公民館の機能拡充が望まれる。
- ・ (団体) 自治会は市から依頼される仕事などで忙しく、新たな課題に取り組む余裕があまりない。
- ・ (団体) 防犯、防災、高齢化問題等、地域で取り組むべきさまざまな課題がある。

- ・（団体）さまざまな行政管轄区域が錯綜していて、円滑な自治会活動の支障になっている。
- ・（市長）どのように規定するかという難しさがあるが、市民の組織として、法律では規定されていないが自治会がある。市政については非常に大きな、そして影響力のある、協力的な団体だ。例えば、自治会などの既存の組織の役割をどう規定していくのか、あるいは盛り込まないのか、これについても検討が必要と考える。
- ・（市長）核家族化、都市化が進み、コミュニティや家族のあり方が大きく変化している時だからこそ、地域コミュニティの再生が大変重要である。
- ・（市長）本市の場合は、自治会がかなり多くの役割を果たしているし、行政に対して協力的に対応していただいている。ただ、組織率が低下しており、自治会だけではない、補完的なコミュニティを創造することが必要ではないか。例えば、学校を中心として自治会、PTA、ボランティア団体も加わって、コミュニティが形成される。そういう機能を増やし、高めていくことが必要である。しかし実際にその仕組みを動かすには、いくつかのプロセスを踏む必要がある。
- ・（市長）自治会への加入促進については、自治会加入が義務化されていないため、私たちは促すことしかできないが全面的に協力してやっていきたい。

② 区のあり方

【条例案骨子】

- (区役所の役割・責務)
 - ・ 区役所は、**区民**の生活に密着した行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に行うよう努めるものとする。
 - ・ 区役所は、地域の問題を受け止める身近な窓口として、また、**区民**（区内で居住あるいは活動する多様な主体をいう。以下同じ。）による地域のまちづくりの調整・まとめ役として機能し、地域の問題について**区民**とともに、また、本庁組織と連携して解決を図るなどして、地域の特色を生かした個性あるまちづくりを推進する。
 - ・ そのために、**区民**の生活に関わる様々な情報の収集及び発信を進め、**区民**の区政への参加及び協働を促し、**区民**の様々な活動の支援を通して、**区民**の主体的なまちづくりの推進に努めるものとする。
- (区長の役割・責務)
 - ・ 区長は、その権限と責任のもと、市政及び区政の方針に基づき、中長期的な視点に立って、リーダーシップを発揮しながら、公正、公平に、かつ迅速に、**区民**のための区政を行うものとする。
- (区民会議)
 - ・ **区民**が主体となって区のまちづくりの課題について協議し、区長に提言を行うため、各区に区民会議を設置する。
 - ・ 区民会議は、区内で居住または活動する多様な主体の代表で構成する。また、区職員が参加し、行政の立場からの提案、助言等を行う。
 - ・ **市長**及び区長は、区のまちづくりの推進のために、区民会議の提言を尊重するものとする。

【考え方・解説】

- ・ 地方分権が進み、また**市民**のニーズも多様化する中で、より**市民**に近いところで市政を運営した方が効果的なまちづくりが実現できる時代となってきています。
- ・ その意味で、今後、区役所の重要性は益々高まっていくことが予想され、その基本的な役割と責務、また、その責任者である区長の役割と責務を明確にすることが必要と考えます。
- ・ そして、区役所や区長がその役割を十分に果たすことができるよう、市長は、状況に応じて区役所への業務の移管や予算、組織・人員面での対応などを行っていくことが大切です。
- ・ 区役所の役割・責務については、「区役所のあり方に関する検討報告書」（平成 22 年 12 月／さいたま市区役所のあり方検討委員会）を参考にしましたが、特に、地域の問題を総合的に受け止め、**区民**とともに解決を図り、**区民**主体のまちづくりを通じて、地域の個性を生かした特色ある魅力的な区の実現につなげていくことが重要と考えます。
- ・ 中でも、**区民**主体のまちづくりに関しては、各区役所は人口や面積などの面において、市民参加、協働の取組が進められやすいという強みを生かし、**区民**による地域のまちづくりの調整・まとめ役として、**区民**の生活に関する総合的な相談窓口の設置、**区民**の地域活動に関する情報交換の場の設置、活動の機会や場の提供、活動資金の助成等、必要な支援を行うことが求められます。
- ・ 区長は、区役所の責任者として、**市長**から付与された権限と責任を全うするため、中長期的な視点に立ち、積極的に**区民**のための区政を推進することが求められます。

- また、区長は、他の区役所や他の地方自治体（政令指定都市の区役所など）の取組を学び、区政に積極的に生かしていく努力も必要と考えます。
- 区民会議については、「本市における今後の区民会議・コミュニティ会議のあり方について（答申）」（平成 22 年 6 月／さいたま市市民活動推進委員会）を参考にしましたが、市民自治のための重要な仕組みの一つであり、その基本的な役割、あり方をこの条例に位置付けることが必要で、その構成や具体的な運営等については、区の自主性に委ねることが大切と考えます。

【市民や団体等からの主な意見】

- （市民）大きな視野から見た市のまちづくりと同時に、下からの盛り上がりとしての区のまちづくりというものがある。その観点から条例の中に区を位置づけてほしい。
- （市民）区役所に分散されている事務を統廃合することによって効率性が向上し、利便性が整うということであれば、分割損が出ないような方策も考えるべき。
- （市民）区民会議をはじめとする区民の様々な提案、提言を生かせる仕組みやまちづくりのためのネットワークづくりを条例に入れてもらいたい。
- （市民）区の様々な人たちが声を出して、共有できるような掲示板等を考えてほしい。
- （市民）区長はもっと若手を登用し、任期は3年、少なくとも2年は続けるようにすべき。
- （市民）タウンミーティングなど、自治に最も近い区役所が飛び越されて、本庁が直接行うような仕組みは疑問に感じる。
- （市民）分権の流れの中で、国から県や市へ、市から区へということをやるべき。
- （市民）区役所、区長の役割を強化していくべき。
- （団体）区役所による市民のまちづくりのバックアップが必要。
- （団体）合併して市役所が遠くなった。区と市の役割がよく分からない。
- （団体）各区がバラバラ。基本的な施策は統一したうえでの独自性を。
- （団体）区が行っている事業について、本庁職員が理解していない場合がある。
- （団体）区単位で、区内で活動する市民の出会いの場、情報交換の場をつくることが重要。
- （団体）区民会議について、市民が発想し必要なニーズの調査や企画を行う、という市民視点での取組が必要になると考えている。
- （団体）新しくつくられる「市民活動ネットワーク」と区民会議が連携する場をどうつくっていくか。これが今後の大きな課題だと考えている。
- （団体）区民会議は区民が自分たちの地域づくりに参加でき、提言し、実現できる大事な場だと感じている。それが、ただ諮問機関になると意味が違ってくる。
- （団体）人が育つ場として区民会議の意義を感じており、この点も条例で盛り込んでほしい。
- （団体）区民会議で複数の分野にまたがる提言を行うとき、区長の権限では足りないことがある。
- （団体）区民会議の側からの提案もできるような仕組みにしておくべき。
- （団体）区長で解決できない場合には、市全体として取り組むということを条例に入れてほしい。
- （市長）区全体としてサービスを平準化すべきものがある一方で、区の特徴を出すべき分野もある。これについては、市民と協働していく中で、あるいは議論する中で、区の権限を増やしていく必要があるのではないか。

(7) 条例の運用等

① 条例の運用（実効性の確保）

【条例案骨子】

●（実効性の確保）

- ・ **市長等**は、市民自治の推進を図るため、この条例の啓発、運用状況の調査、実績の評価、必要な改善の検討等を**市民**が参加して行う仕組みを設けるものとする。
- ・ 議会及び**市長等**は、この条例について、**市民**の理解が進むよう、**市民**への啓発に努めるものとする。

●（条例の見直し）

- ・ 議会及び**市長等**は、社会経済情勢、この条例の運用状況等を勘案し、適宜見直しを行うものとする。
- ・ 議会及び**市長等**は、この条例の見直しに当たっては、市民参加により行うものとする。

【考え方・解説】

- ・ 自治基本条例が**まちづくり**の規範となる価値ある羅針盤になるには、条例制定後の運用が大きな課題となる。この条例が有名無実の規範にならないようにするには、条例を生きたものにする努力とそれを支え発展させる仕組みが大切です。
- ・ **市民**に対しては、この条例の理解が進むよう、第一に周知及び啓発の取組が必要と考えます。
- ・ この条例は、市における基本的な条例として安定性が求められる一方で、社会経済情勢、市民活動の状況、**市民**、議会、**市長等**の意識の変化に適合し、自治基本条例の実効性を確保するためには、適宜見直しを行い、必要な改正を行って、条例の内容を充実していくことが必要と考えます。

【検討課題】

（論点）

- ・ 自治基本条例の運用、検証、見直しをどのように行っていくのかを、条例全体を見て検討した上で、仕組みや体制を考える必要があります。
＜例＞・運用（行動）計画の策定
 - ・ **市民**、議会、**市長等**から構成される運用等の委員会の設置
 - ・ （上記委員会による）市民自治に関する白書（取組の事例集など）の発行
 - ・ 定期的な見直しの検討の義務付け
- ※ 自治基本条例が理念的なものとなる場合には、条例と現実とのギャップが大きい点が課題となる。運用委員会を設置した場合には、条例の普及活動や具体的な制度の提案等を行う事例が多く、条例全体を俯瞰することが難しい。
- ・ 条例改正の手続き（特定の機関への諮問、答申、答申の尊重等）を定めておく必要があるか否か。
- ・ 市民自治を推進する仕組みとして、特定の組織の設置まで踏み込んで記述できるか。
- ・ 市民自治を推進する仕組みには市民代表だけではなく、議会、市長等も参加することが望ましいが、どういう形での参加が可能か。

【市民や団体等からの主な意見】

- ・（市民）条例の効果を上げる後押しとして、オンブズマン制度もあっていいのではないか。
- ・（市民）時代の社会情勢によって、法律の考え方は変化するので、1回決めた後で、それを改正する手順がなかなかとれないと、住民にとっては良い法律でなくなってくる。
- ・（市民）条例を制定することに意義があるわけではなく、いかに活用できるかが重要である。
- ・（市民）自治基本条例の制定により、具体的な取組みとして現われてこない意味がないと思う。
- ・（団体）市民が自治基本条例の運用を評価する仕組みが必要。
- ・（団体）条例は必要に応じて見直していくべき。
- ・（議員）本来、基本条例とは高度の安定性が求められるが、市行政や議会を取り巻く環境が変化していく中で適応性、可変性も欠くことはできない。目的は市民福祉の向上と市の健全な発展である。
- ・（議員）機構上、市長の附属機関とすると議会が参加するのは難しいが、純然たる第三者機関であれば、議員が参画できるのではないか。ただ、それがどういった位置付けの組織か、ということとは検討が必要。
- ・（市長）条例というのは、それができるとすべてがバラ色になるとか、一度にすべてが劇的に変わるというものではない。条例とはあくまで目指すべき方向性、ルール、取り決めだ。しかし、その条例を私たちがどう捉えるか、どう活用するか、条例にどう魂を入れていくか、ということが重要だ。この条例をつくるプロセス、あるいはつくった後の活用が、大変重要になってくる。

中間報告（たたき台）に対する委員からの修正意見

⑭ 国や他の地方自治体等との関係

【条例案骨子】

●（国、埼玉県と市の関係）

議会及び市長等は、市民福祉の向上と市の健全な発展のため、国及び埼玉県と対等で協力的な関係を築き、相互に連携して市のまちづくりを推進するとともに、市の~~まちづくり~~重要事項に関する国及び埼玉県の政策等に対し、市民の意思を尊重し必要に応じて意見等を行うよう努めるものとする。

●（他の地方自治体と市の関係）

議会及び市長等は、市が関わる他の地方自治体と積極的に連携を進め、競い合い、助け合い、共に発展していくことに努めるものとする。

●（諸外国と市の関係）

議会及び市長等は、国際交流及び国際協力を推進し、相互理解を深めるとともに、これらを通じて得られた知見を、市のまちづくりに反映するよう努めるものとする。

中間報告（たたき台）に対する主な所管課（室）からの修正意見等

(5) 市政運営・まちづくり ⑨監査

(監査事務局) 監査課

中間報告（たたき台）	修正理由
<p>【条例案骨子】</p> <p>●（監査の実施及び運用）</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査委員は、適正で、合理的かつ効率的な行政運営を確保するため、市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理等について監査を行う。 市長は、適正で、合理的かつ効果的な行政運営を確保するため、外部監査人による監査を実施しなければならない。 監査委員及び外部監査人は、市民に問題点、改善点等が分かりやすいように監査結果に関する報告をまとめることに努め、これを公表しなければならない。 議会及び市長等は、監査結果に基づき、市政運営の向上に努めなければならない。 <p>【考え方・解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査については、地方自治法等で具体的に規定されていますが、この条例であらためて監査の制度を明記し、その重要性和適正な遂行を確認するものです。 監査委員は、地方自治体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理や、市長等の事務を監査するために設置される機関であり、行政サービスが適法であるか、能率よくなされているか、更に、不正がないかなど、幅広い観点から独立した立場で監査や検査を行い、市民に問題点、改善点等が分かりやすいようにその結果を公表することが必要です。また、市長等は、監査結果を踏まえて検討し、必要な措置を講じるよう努めなければなりません。 監査委員が行う監査等は、地方自治法等の規定により、定期的に行うものとして「定期監査」、「工事監査」、「例月現金出納検査」、「決算審査」、「健全化判断比率等審査」があり、必要があると認めるときに行うものとして「行政監査」、「財政援助団体等監査」があります。また、市民からの請求に基づいて行われる「住民監査請求監査」などがあります。 また、外部監査制度についても、適正で、合理的かつ効率的な行財政運営を確保するため、監査委員による監査とは別に、地方自治法で定める「外部監査制度」を活用し、外部監査を実施することを確認的に規定するものです。 	<p>監査課：監査委員による監査を所管（外部監査人による監査は所管外）</p> <p>・地方自治法第199条第9項により公表することは規定されているので<u>公表することとし、が必要です</u> を削除した。</p> <p>・地方自治法等で定期的に行なっているものとして、健全化判断比率等審査もあるので追記した。</p>

中間報告（たたき台）に対する主な所管課（室）からの修正意見等

(5) 市政運営・まちづくり ⑨監査

(総務局) 総務課

中間報告（たたき台）	修正理由
<p>【条例案骨子】</p> <p>●（監査の実施及び運用）</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査委員は、適正で、合理的かつ効率的な行政運営を確保するため、市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理等について監査を行う。 市長は、適正で、合理的かつ効果的な行政運営を確保するため、外部監査人による監査を実施しなければならない。 監査委員及び外部監査人は、市民に問題点、改善点等が分かりやすいように監査結果に関する報告をまとめることに努め、監査委員はこれを公表しなければならない。 議会及び市長等は、監査結果に基づき、市政運営の向上に努めなければならない。 <p>【考え方・解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査については、地方自治法等で具体的に規定されていますが、この条例であらためて監査の制度を明記し、その重要性和適正な遂行を確認するものです。 監査委員は、地方自治体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理や、市長等の事務を監査するために設置される機関であり、行政サービスが適法であるか、能率よくなされているか、更に、不正がないかなど、幅広い観点から独立した立場で監査や検査を行い、市民に問題点、改善点等が分かりやすいようにその結果を公表することが必要です。また、市長等は、監査結果を踏まえて検討し、必要な措置を講じるよう努めなければなりません。 監査委員が行う監査等は、地方自治法等の規定により、定期的に行うものとして「定期監査」、「工事監査」、「例月現金出納検査」、「決算審査」があり、必要があると認めるときに行うものとして「行政監査」、「財政援助団体等監査」があります。また、市民からの請求に基づいて行われる「住民監査請求監査」などがあります。 また、外部監査制度についても、適正で、合理的かつ効率的な行財政運営を確保するため、監査委員による監査とは別に、地方自治法で定める「外部監査制度」を活用し、外部監査を実施することを確認的に規定するものです。 	<p>総務課：外部監査人による監査を所管</p> <ul style="list-style-type: none"> 包括外部監査において、監査結果の公表や監査結果に基づく業務改善はすでに実施されており、地方自治法で定める「外部監査制度」を活用し、外部監査を実施することを確認的に規定するというのであれば、修正後の内容で十分ではないかと思えます。

中間報告（たたき台）に対する主な所管課（室）からの修正意見等

（5）市政運営・まちづくり ⑩行政評価

行財政改革推進本部

中間報告（たたき台）	修正理由
<p>【条例案骨子】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●（行政評価の実施） <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を行うとともに、市政の透明性を確保し、市民への説明責任を果たすため、行政評価を実施する。 ●（行政評価への市民意見の反映参加） ① <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長等は、行政評価の実施に当たっては、市民等から意見を聴くなど、または市民による評価を実施するなど、市民参加の方法を取り入れるよう努めるものとする。 ●（評価結果の公表及び事業等への反映） <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長等は、行政評価の内容及び結果について、市民に対して分かりやすく公表を行うとともに、行政評価の結果を事業等に反映させるよう努めるものとする。 <p>【考え方・解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長引く経済不況の中で、税収の増加は期待できず、一方で、少子高齢化の進行などもあって行政需要は増大し続けており、当分の間、厳しい財政運営が求められることが見込まれます。市民の生活も厳しさを増す中で、貴重な税金は適切に使用してほしいと考えます。 ② ・ そこで、効果的、効率的な市政運営を実現するためには、市の事業等の妥当性や費用対効果等を検証し、評価する仕組みを設けることが不可欠です。 ③ ・ 現在、市では「1円たりとも税金を無駄にしない」ための取組を進めていますが、今後はより一層の取組が求められます。④ ・ 税金がどれだけ有効にの使われたか方については、市民の関心も高いため、市長等は、積極的に評価結果をわかりやすく公表するよう努める必要があります。が、税金が有効に活用されていることを市民が理解できるよう、市長等は、市民にわかりやすく評価結果を公表することに努めなければなりません。 ⑤ ・ また、評価自体への市民参加については、「行財政改革推進プラン2010」に基づき、多様な手法が検討されている状況にあります。また、市民の生活者視点からの意見や公平中立な意見を反映させるため、市長等は、行政評価に市民や有識者等の第三者の参加を積極的に推進するよう努めなければなりません。 ⑥ ・ 多様な市民の参加のためには、個々の市民は専門家ではないので、市長等の自己評価の後、市民がチェックできるような手法も検討されるべきと考えます。 ⑦ ・ 評価の結果により、費用対効果の低い事業等効果が低い、または非効率的な市政運営の見直しは必須です。しかし、評価の結果については、見直しによる影響をも考慮すると直ちに反映は難しいものもあると考えますが、市長等は、その課題を解決し、市政に反映させるよう努めなくてはなりません。 ⑧ ・ また、市長等のみの努力ではその目的を達成しえない事業等もあり、評価の結果を議会も市民も尊重し、皆で考えることが大切です。 ⑨ ・ 職員は、行政評価の重要性を理解するとともに、他の部署の評価結果も参考にするなど、常に事業等を見直し費用対効果を考えた市政運営に努めるものとし、評価の結果を事業等に反映させ、その効果を検証・実践することは、職員の意識改革にもつながると考えます。 ⑩ 	<p>○全体事項として 【考え方・解説】の各号は、条例の逐条解説の基礎となるものであると思慮されるため、説得力のある「である」調の方がよいと考えます。</p> <p>① ここでの骨子案は、行政評価への市民参加について記述されているので、見出しも「反映」ではなく「参加」としています。 行政評価では、一般的に一次評価は市で行います。ここでいう市民参加は、市の評価結果に対して、市民の皆様から意見を聴取するもので、昨年本市で実施した「行財政改革公開審議」等の外部評価を想定しています。 市民等の「等」は、有識者などによる意見聴取も想定します。</p> <p>② 「税金を使用する」という文言より、「税金を使う」という方が適切と考えます。</p> <p>③ 行政評価を行うことは、「不可欠」とまでは言えないと考えますので、「必要」という表現にしました。</p> <p>④ 将来に渡って、この【考え方・解説】が利用されることを考慮した場合、現在の個別の取組等を載せるべきではないと考えます。</p> <p>⑤ 税金が有効に使われていることを前提としているような表現であること、また、前段と後段で、意味が重複しているため修正をしました。</p> <p>⑥ ④と同様に当該部分を削除し、後段部分で参加の促進について記述しました。</p> <p>⑦ 条例骨子案の第2項と同じ内容であるため削除しました。</p> <p>⑧ 文章の組立てを整理しました。</p> <p>⑨ この考え方は、条例案冒頭部分の市民や議会の責務規定に包括されると考えられるので削除しました。</p> <p>⑩ 文章を整理しました。「費用対効果の低い事業を見直す」ところが、前々項と重複しているため削除しました。</p>

中間報告（たたき台）に対する主な所管課（室）からの修正意見等

(5) 市政運営・まちづくり ⑪組織

(総務局) 総務課

中間報告（たたき台）	修正理由
<p>【条例案骨子】</p> <p>●（組織等の整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市長等は、市民の視点に立ち、次のことに留意して、組織及び人員体制の整備に努めるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 地域や市の課題に的確に対応できること。 市民にとって分かりやすく、市民が行政サービスを利用しやすいこと。 行政サービスを効果的かつ効率的に提供できること。 （市政に参加しやすい組織風土の醸成） 議会及び市長等は、市民が市政に参加しやすい組織風土の醸成に努めるものとする。 <p>【考え方・解説】</p> <p>（組織等の整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市役所（区役所等を含む。）の組織には、市民と直接接することが多い部署、企画や総務といった部署など、様々な部署がありますが、まず、共通して地域や市の課題に的確に対応できる組織、人員体制が求められます。 その上で、市民にとって分かりやすく、市民が行政サービスを利用しやすいことや、行政サービスを効果的かつ効率的に提供できる組織、人員体制であることが求められます。 「市民が利用しやすい」こととは、市民が様々な行政サービスの担当課等に苦勞せずにアクセスし、不安なく行政サービスを受けられることを意味します。例えば、総合窓口（ワンストップサービス）等の設置や、市長等が対応できない場合でもどのようにすれば問題を解決できるかを相談に来た市民とともに考えてくれるような職員の配置など、様々な創意工夫が期待されます。 <p>（市政に参加しやすい組織風土の醸成）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民自治を推進していくために、市民が市政に参加しやすい組織風土（市民を積極的に受け入れていこうとする組織全体の姿勢）を醸成することが必要です。 	<p>総務課：「組織」を所管。（人員体制は所管外）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市政への市民参加については、(5) 市政運営・まちづくり ⑪市政運営の基本原則の中の(2)「市民の市政への参加の機会を確保し、市民の意思の反映に努める。」という部分で包括的に述べられていると思います。したがって、左記の中間報告の中で述べる必要はないと思います。

中間報告（たたき台）に対する主な所管課（室）からの修正意見等

（5）市政運営・まちづくり ⑫市の発展のための法務

（総務局）法制課

中間報告（たたき台）	修正理由
<p>【条例案骨子】</p> <p>●（市の発展のための法務）</p> <ul style="list-style-type: none"> 議会及び市長等は、市民福祉の向上と市の健全な発展のため、自らの責任において、法令等の適正な解釈及び柔軟な運用を行うものとする。 議会及び市長等は、地域や市の課題解決のために条例や、規則等の制定を検討するとともに、既存の条例や、規則等についても適宜見直しを行い、必要に応じて、制定、改正または又は廃止をするものとする。 <p>【考え方・解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方分権時代において、地方自治体地方公共団体の自由度、裁量権が拡大している中、今後、このこと法務をより一層活用していくことが必要です。 この機会を活かし市民福祉の向上と市の健全な発展の可能性を模索するために、地域や市の実情に即した法律、政令、条例、規則などの法令等の適正な解釈や柔軟な運用を検討するとともに、法令等を市民福祉の向上と市の健全な発展のための手段として捉え、積極的に活用していくことが大切と考えます。 また、地域や市の課題解決のために条例や、規則等の制定を積極的に検討するとともに、既存の条例や、規則等についても適宜見直しを行い、必要に応じて、制定、改正または又は廃止をすることが求められます。 その際、現在の日本国憲法を頂点とする法体系においては、市の条例は、国の法令の範囲内において存在するものであることが前提となります。 また、市民自治を推進し、市民の意思を尊重した市民のための市政を運営するため、議会や及び市長等は、地域や市の課題解決の方策について市民の意見等を聴いて検討し、法令等の適切な解釈、運用を行うとともに、適宜、条例や、規則等の制定、改正又は又は廃止をすることが求められます。 さらに、市民の暮らし等に大きく影響を及ぼすような条例、規則等の制定、改正又は又は廃止に当たっては、市民参加の方法を活用することが必要です。 	<p>【条例案骨子】について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「法令等」としたのは、法令に条例、規則等は通常含まれないため。 ○その他の修正箇所 表現を統一し、又は正確に表記した方がよいと思うため。 <p>☆主語に関する問題提起</p> <p>「議会及び市長等」という主語により各機関が個々に独立して行うものとされているが、この項目が“市の発展のための法務”として、“自らの責任において”行うものであることを考えると、市全体として市の責任において行っていくべきこととして「市」を主語とした方がよいのではないか。</p> <p>☆この項目全体に関する問題提起</p> <p>「解釈運用は市の健全な発展等のため、条例規則の制定改廃は地域や市の課題解決のため」と区別されているが、区別することにより例えば市の健全な発展のための制定改廃や、課題解決のための解釈運用が含まれない（少なくとも条例上重要視されない）こととなり、意味・対象が狭小になってしまわないか。むしろ、目的は同じで、解釈運用も制定改廃も必要であればすべてを駆使するような法務というものを定めた方がよいのではないか。</p> <p>【考え方・解説】について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「地方自治体」は、法令上地方公共団体が正しいため。 ○「このこと」とは、法務ではないかと考えたため。 ○「この機会を活かし」を削ったのは、文脈上意味がわかりにくいため。 ○「発展の可能性を模索するために」を削ったのは、「発展のために」という条例案骨子と意味合いが変わってしまうと思うため。 ○その他の修正箇所 条例案骨子と表現を統一した方がよいと思うため。 <p>☆考え方・解説全体に関する問題提起</p> <p>もっと市民が読んですぐに理解できるような、わかりやすいものにした方がよいのではないか。</p>

中間報告（たたき台）に対する主な所管課（室）からの修正意見等

(5) 市政運営・まちづくり ⑬危機管理

(総務局) 安心安全課

中間報告（たたき台）	修正理由
<p>【条例案骨子】</p> <p>●（危機管理）</p> <p>・ 議会及び市長等は、危機（市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす災害や事件・事故（おそれがある場合を含む。）をいう。以下同じ。）に対する市民の生命、身体及び財産の保護、市民生活の安心と安全を守ることを目的として、次に掲げることに努めなければならない。</p> <p>① 「自助」、「共助」、「公助」の考え方及び危機管理対策について市民へ周知及び啓発を行うこと。</p> <p>② 市民とともに危機管理に関して積極的に協議し、または相互に協力し、適切な対応を準備すること。</p> <p>③ 危機発生の予測・予知、被害の未然防止・回避・軽減を図ること。</p> <p>④ 危機の収拾、再発防止を図ること。</p> <p>・ 市長等は、危機発生時には、その情報を速やかに発信し、市民及び地域とともに迅速かつ効果的な対応を図らなければならない。</p> <p>【考え方・解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「危機」とは、市民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす災害や事件・事故（おそれがある場合を含む。）のことで、「災害」、「武力攻撃事態等及び緊急対処事態」及び「緊急事態等（テロ、感染症、環境汚染など）」を意味します。 危機の発生時に市民の安心・安全を確保することは、市における最重要課題です。 市民、議会、市長等は、危機の予防及び危機への備えを十分に行い、危機発生時には被害の軽減及び収拾、再発防止に努める必要があります。 危機への対応に関しては、市長等の努力だけでは限界があり、関係機関や市民との連携が必須であり、「さいたま市危機管理指針」においても、「市は、国、他の地方公共団体、その他の関係機関等と相互に連携・協力し、危機に関する対策を総合的に推進する責務を有する。」とされています。 特に、危機への対応に関しては「自助・共助・公助」の考え方が大切です。 <ol style="list-style-type: none"> まず、市民は「自分の身は自分で守る」といった「自助」の精神に立って、防災など危機に対する正しい知識と危機意識を持ち、危機に備えることが必要です。 次に、地域による危機対応力の向上を図るために、「自分たちのまちは自分たちで守る」という、相互扶助や連帯の発想、つまり「共助」の精神の醸成が必要です。地域の日常的なコミュニケーションが災害等の対策の基本であり、また、地域における事前の準備として、近隣住民の状況の把握や防災訓練、防災ボランティアコーディネーターの育成などが求められます。 そして、議会や市長等は、市民による「自助」、地域による「共助」の活動を推進するための支援と危機管理体制の強化（公助）に努めなければなりません。危機管理に関しては、危機発生時の対応計画の策定と組織横断的な体制の整備（見直しを含む。）及びその情報の公開、危機発生時の想定に基づく地域情報など必要な情報の公表、市民との情報共有などが必要です。 また、危機発生時には、迅速かつ的確な対応を図るため、市長をトップとする指揮命令系統のもと、市民や地域に協力を求めながら、連携していくことが重要と考えます。 	<p>自治基本条例は、「自治体の憲法」というべき、自治体の基本ルールを定めるものであり、【条例案骨子】の記載にあるような、「危機発生の予測・予知、被害の未然防止・回避・軽減」などの対策まで条例で定めることに疑義を感じます。</p> <p>条例を基に体系的に計画や要綱・要領等で対策やルール等を定めることが一定の手法と考えます。</p> <p>よって、記載事項の①～④部分については、「さいたま市危機管理指針」を基に、地域防災計画や緊急事態等対処計画等で定めていることから、本条例では、危機管理に関する方向性のみの記載にとどめるべきと考えます。</p> <p>また、危機発生時は市民の代表で組織する議会と行政が協力しあい対応することは当然のことであり、あえて「議会及び市長等は」と記載する必要はないと考えます。</p> <p>(例)</p> <p><u>市は、危機に対する市民の生命、身体及び財産の保護、市民生活の安心と安全を守ることを目的として、市民や関係機関等と情報共有しながら危機への迅速かつ的確な対応を図る。</u></p>

中間報告（たたき台）に対する主な所管課（室）からの修正意見等

（6）地域コミュニティ・区 ①身近なコミュニティ

（市民・スポーツ文化局）コミュニティ課

中間報告（たたき台）	修正理由
<p>【条例案骨子】</p> <p>●（地域コミュニティ）</p> <p>1 市民は、暮らしやすい地域社会を形成するために、地域コミュニティを基盤とする自治会等の活動を通じて、地域の身近な課題の解決に協力して取り組むよう努めるものとする。</p> <p>2 自治会等、事業者、市民活動団体など地域において活動する主体は、地域の身近な課題の解決に向けて、相互に連携するよう努めるものとする。</p> <p>3 市長等は、地域において活動する主体の自主性及び自律性に配慮しながら、その活動に対して、必要な支援を行うものとする。</p> <p>【考え方・解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域で解決できることは地域で解決するという「補完性の原理」を基本的な考え方とします。 地域コミュニティを基盤とする自治会、自主防犯組織、PTA等の組織は市民自治を進める上で最も重要な主体です。 市民は自治会等の活動を通じて、地域における課題解決に協力して取り組むよう努めることが必要です。 また、地域課題に取り組んでいくためには、自治会等が単独で取り組むだけでなく、その地域に関係する事業者や市民活動団体など他の主体の協力が必要と考えます。 市長等には、地域において活動する主体が地域の身近な課題解決のために行う活動に対して、情報や活動の場の提供、人材や資金の提供、地域内外にわたる活動の調整等、活動の円滑化等に必要な支援を行うことが求められます。 また、市長等がこれらの支援を行う際には、各主体の自主性及び自律性に配慮することが必要です。 	<p>（さいたま市市民活動及び協働の推進条例（以下「条例」））</p> <p>1 条例第5条で、市民は「自発的に市民活動に参加し、又は協力するよう努めるものとする。」されているため、「地域コミュニティを基盤とする自治会等の活動を通じて」の部分は、「自発的に市民活動に参加し、又は協力し」が望ましいと考えます。</p> <p>2 条例第2条（3）の市民活動団体の定義に、「市民の自由な意思に基づいて自律的に市民活動を行う団体をいう」とされており、市民活動団体が相互に連携することについて努力規定を設けることは、望ましくないと考えます。</p> <p>連携に対する行政の支援は必要ですが、3の内容に含まれると考えます。</p>

中間報告（たたき台）に対する主な所管課（室）からの修正意見等

(6) 地域コミュニティ・区 ②区のあり方

(市民・スポーツ文化局) コミュニティ課

中間報告（たたき台）	修正理由
<p>【条例案骨子】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●（区役所の役割・責務） <ul style="list-style-type: none"> 区役所は、区民の生活に密着した行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に行うよう努めるものとする。 区役所は、地域の問題を受け止める身近な窓口として、また、区民（区内で居住あるいは活動する多様な主体をいう。以下同じ。）による地域のまちづくりの調整・まとめ役として機能し、地域の問題について区民とともに、また、本庁組織と連携して解決を図るなどして、地域の特色を生かした個性あるまちづくりを推進する。 そのために、区民の生活に関わる様々な情報の収集及び発信を進め、区民の区政への参加及び協働を促し、区民の様々な活動の支援を通して、区民の主体的なまちづくりの推進に努めるものとする。 ●（区長の役割・責務） <ul style="list-style-type: none"> 区長は、その権限と責任のもと、市政及び区政の方針に基づき、中長期的な視点に立って、リーダーシップを発揮しながら、公正、公平に、かつ迅速に、区民のための区政を行うものとする。 ●（区民会議） <ul style="list-style-type: none"> 区民が主体となって<u>区のまちづくりの諸課題</u>について協議し、区長に提言を行うため、各区に区民会議を設置する。 区民会議は、区内で居住または活動する多様な主体の代表で構成する。また、<u>区職員が参加し、行政の立場からの提案、助言等を行う。</u> 市長及び区長は、区のまちづくりの推進のために、区民会議の提言を尊重するものとする。 <p>【考え方・解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方分権が進み、また市民のニーズも多様化する中で、より市民に近いところで市政を運営した方が効果的なまちづくりが実現できる時代となってきています。 その意味で、今後、区役所の重要性は益々高まっていくことが予想され、その基本的な役割と責務、また、その責任者である区長の役割と責務を明確にすることが必要と考えます。 そして、区役所や区長がその役割を十分に果たすことができるよう、市長は、状況に応じて区役所への業務の移管や予算、組織・人員面での対応などを行っていくことが大切です。 区役所の役割・責務については、「区役所のあり方に関する検討報告書」（平成22年12月／さいたま市区役所のあり方検討委員会）を参考にしましたが、特に、地域の問題を総合的に受け止め、区民とともに解決を図り、区民主体のまちづくりを通じて、地域の個性を生かした特色ある魅力的な区の実現につなげていくことが重要と考えます。 中でも、区民主体のまちづくりに関しては、各区役所は人口や面積などの面において、市民参加、協働の取組が進められやすいという強みを生かし、区民による地域のまちづくりの調整・まとめ役として、区民の生活に関する総合的な相談窓口の設置、区民の地域活動に関する情報交換の場の設置、活動の機会や場の提供、活動資金の助成等、必要な支援を行うことが求められます。 区長は、区役所の責任者として、市長から付与された権限と責任を全うするため、中長期的な視点に立ち、積極的に区民のための区政を推進することが求められます。 また、区長は、他の区役所や他の地方自治体（政令指定都市の区役所など）の取組を学び、区政に積極的に生かしていく努力も必要と考えます。 区民会議については、「本市における今後の区民会議・コミュニティ会議のあり方について（答申）」（平成22年6月／さいたま市民活動推進委員会）を参考にしましたが、市民自治のための重要な仕組みの一つであり、その基本的な役割、あり方をこの条例に位置付けることが必要で、その構成や具体的な運営等については、区の自主性に委ねることが大切と考えます。 	<p>コミュニティ課：区民会議を所管（区役所のあり方については所管外）</p> <p>（区民会議及び市民活動ネットワークに関わる基本方針（以下「基本方針」）</p> <ul style="list-style-type: none"> 「区のまちづくりの諸課題」についての部分は、まちづくりに限定するのではなく、区の諸課題や事業についての協議も想定されることから「区の諸課題等」が望ましいと考えます。 区職員の参加については、基本方針で規定しております。区職員は行政の立場で助言することとしておりますが、提案することとはしておりません。なお、運営等については、基本方針に規定しておりますので、自治基本条例では基本理念を定める条文とすることが望ましいと考えます。

中間報告（たたき台）に対する主な所管課（室）からの修正意見等

（４）市長・職員の役割と責務 ②職員の役割・責務

（総務局）人事課

中間報告（たたき台）	修正理由
<p>【条例案骨子】</p> <p>●（職員の役割・責務）</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員は、法令等を遵守するとともに、市政の運営に携わり、市民とともに市民自治を推進する立場であることを自覚し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 職員は、市民の信頼と期待にこたえ、市民が満足を得ることができるよう、常に能力の向上に努めなければならない。 <p>【考え方・解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員は、議会や市長等を補助する者ですが、単に命令に従うだけでなく、市政の運営に携わり、市民自治を推進する立場であるという自覚を持って、職務を遂行することが必要です。この条例では、「市長等」を市長その他の執行機関と定義していますが、職員も市長等と一体のものとして、この条例に基づき、責任を持って職務に取り組まなければなりません。 行政機関は様々な公権力を持っており、職員は、自らの言動が市民にとっては市を代表しているものであることを十分に認識して、法令を遵守し、全体の奉仕者として適正に事務を遂行するとともに、市民に対して誠実に対応しなければなりません。 また、職員は、市民自治の推進という観点からみれば、市民に対して全体的な視野から情報提供や助言を行う存在であると考えます。 職員には、自ら発信しない、発信できない市民もいることを視野に入れつつ、幅広く市民の意見や要望を汲み取り、それをいかに市政に反映させるか、創意工夫が求められます。また、そのために、職員自身が市民との対話の場に参加するなど、市民自治への積極的参加が望まれます。 職員に求められる能力については、職務を適正に遂行する能力や、地方分権時代における政策形成能力はもとより、区や地域コミュニティの役割が重要視される中で、市民の要望等に対して誠実に対応するコミュニケーション能力や、市民自治を推進する上で、市、各区、地域コミュニティの人的、社会的資源を柔軟に活用するコーディネート能力が今後一層重要となると考えます。 	<p>■ 修正①：「職員は、法令等を～」に修正。 （理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公務員法第32条において、「職員はその職務を遂行するに当たって、法令、<u>条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従わなければならない</u>」と規定されており、法令等に従う義務が課せられているため、「等」を追加。 <p>■ 修正②：「職員は、市民の信頼と期待にこたえ、市民が満足を得ることができるよう、常に能力の向上に努めなければならない。」に修正。 （理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政需要が複雑・多様化する中で、職員は、市民の信頼にこたえるだけでなく、市民の意見や要望をより積極的に汲み取り、市民の期待にもこたえていくことが必要であるため、「期待」を追加。 行政庁の行う処分には、市民に対し、義務を課し又はその権利を制限する不利益処分もあり、能力向上の目的として「市民満足の獲得」が馴染まない分野も存在するため、「市民が満足を得る」を削除。ただし、市民の信頼と期待にこたえることは、市民満足にもつながることであり、市民満足の獲得を目的としないという意味での削除ではない。 能力向上の努力は、一時的なものではなく、継続的に行っていくべきものであるため、「常に」を追加。

中間報告（たたき台）に対する主な所管課（室）からの修正意見等

(4) 市長・職員の役割と責務 ②職員の役割・責務

(総務局) 人材育成課

中間報告（たたき台）	修正理由
<p>【条例案骨子】</p> <p>●（職員の役割・責務）</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員は、法令を遵守するとともに、市政の運営に携わり、市民とともに市民自治を推進する立場であることを自覚し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。 職員は、市民の信頼にこたえ、市民が満足を得る<u>満足度を高める</u>ことができるよう、能力の向上に努めなければならない。 <p>【考え方・解説】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員は、議会や市長等を補助する者ですが、単に命令に従うだけでなく、市政の運営に携わり、市民自治を推進する立場であるという自覚を持って、職務を遂行することが必要です。この条例では、「市長等」を市長その他の執行機関と定義していますが、職員も市長等と一体のものとして、この条例に基づき、責任を持って職務に取り組まなければなりません。 行政機関は様々な公権力を持っており、職員は、自らの言動が市民にとっては市を代表しているものであることを十分に認識して、法令を遵守し、全体の奉仕者として適正に事務を遂行するとともに、市民に対して誠実に対応しなければなりません。 また、職員は、市民自治の推進という観点からみれば、市民に対して全体的な視野から<u>広く</u>情報提供や助言を行う存在で<u>立場にある</u>と考えます。 職員には、自ら発信しない、発信できない<u>市民もいること</u>全ての市民を視野に入れつつ、幅広く市民の意見や要望を汲み取り、それをいかに市政に反映させるか、創意工夫が求められます。また、そのために、職員が自身から市民との対話の場に参加するなど、市民自治への積極的参加が望まれます。 職員に求められる能力についてはとしては、職務を適正に遂行する能力や<u>はもとより</u>、地方分権時代における政策形成能力はもとより、区や地域コミュニティや法務能力、また、市民との協働や新しい公共の役割が重要視されるとなる中で、市民の要望等に対して誠実に対応するとの信頼関係を築いていくためのコミュニケーション能力や、市民自治を推進する上で、市、各区、地域コミュニティの人的、社会的資源を柔軟に活用する<u>していくための</u>コーディネート能力等が今後一層重要となると<u>考えます</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員が主語であるため、「市民が」を「市民の」として、文章の流れから「満足度を高める」の表現に修正しました。 「市民にとっては」と限定する意味が薄いと考え削除しました。 「対して」と「対応」は意味合いが重複しているため削除しました。 「全体的な視野」が分かりづらいので「広く」に修正しました。 「存在」より「立場」の方が一般的な表現だと思います。 「考えます」ではなく、断定した方が良いと考え修正しました。 「自ら・・・市民もいること」と敢えて限定する必要がないと考え「全ての市民」に修正しました。 「そのために」は無くても意味が通じるため削除しました。 「職員が自ら」とした方が積極的参加とのバランスが取れると思います。 「能力については」では、「能力」を説明する表現になりますので、「能力としては」として、その後個別の能力を並列する文章に変更しました。 「職務を適正に遂行する能力」は基本的な能力なので、「はもとより」で繋ぎ、更に求められる能力を記述しました。 地方分権の時代には法務能力も重要であると考え追記しました。 「区や地域コミュニティ」、「市、各区、地域コミュニティ」の表現が重複して、長文になるので、短い文章に変更しました。 「重要視される」では主体が不明確なので「重要となる」に修正しました。 「市民の要望に対して誠実に対応する」より、「市民との信頼関係を築いていくための」の方がコミュニケーション能力の説明に相応しいと思います。 「築いていくため」に合わせ「活用する」を「活用していく」に修正しました。 職員に求められる能力を限定するのは困難なので「等」を加えました。

市民から寄せられた意見

- さいたま市は旧家の屋敷森や歴史を感じさせる史跡も多く残っている地域と、近代的で国際的な地域が共存している魅力的な市です。

さいたま市をどういう都市にしていきたいのか、行政と市民（納税義務を果たしている人は外国人でも意見を言う権利があると考えます）皆で考え、確認をし、共有していくことが大切で、話し合いや決定の場に様々な価値観を持った人を入れ、多数決でなく皆にとっての最善策が選択されていくべきと思います。

協議会等だけでなく、行政が開催曜日や時間の工夫をしながら少人数の市民懇談会等を数多く開催するなど、市民の声をいかに吸い上げられるかの検討は大切です。できないではなく、どうやったらできるかを検討できる行政であってほしいと思います。

最近インターネット等を通じて数で意見を出してくる傾向があるようですが、行政は責任を持って冷静に判断し、必ずしも数が多いものが正しいのではないことを見極めてほしいと思います。

以上、1名の方からの意見（一部要約）